

熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税(家屋)減額申告書

令和 年 月 日

宮津市長 様

住所:京都府宮津市字

納税義務者

氏名:

次の家屋について、固定資産税の減額を受けたいので、宮津市市税条例附則第6条の4第7項の規定により申告します。

家 屋 の 所 在	京都府宮津市字 番		
家 屋 番 号	番	種 類	
構 造	造	床 面 積	m ²
建 築 年 月 日	年	月	日
登 記 年 月 日	年	月	日
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 が 完 了 し た 年 月 日	令和	年	月 日
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 に 要 し た 額	¥	—	
備 考 (熱損失防止改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合は場合には、3か月以内に提出できなかった理由を記入してください。)			

(添付書類)

- ①その工事が熱損失防止基準に適合した工事であることを証明する建築士等の証明書
- ②当該熱損失防止改修工事に要した費用を証明する書類(工事費の領収書・見積書等)
- ③契約日が確認できる書類(契約書等)

<住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置について>

地球温暖化防止対策として、平成20年1月1日に存する既存住宅について、熱損失防止(省エネ)改修工事(1戸当たりの工事が50万円以上のもに限る。(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上))が行われた場合に、その住宅に係る固定資産税が翌年度分に限り減額されます。

●減額される範囲

減額の対象となるのは、平成20年1月1日以前から所在している住宅用の家屋(賃貸住宅は除く。)のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120m²までのものはその全部が減額対象に、120m²を超えるものは120m²に相当する部分が減額対象になります。

●減額される内容

減額対象となる部分の固定資産税額が翌年度分に限り3分の2となります。

熱損失防止改修工事証明書

証明申請者		住 所	
		氏 名	
家屋番号及び所在地			
工事の種別及び内容	必須となる改修工事		窓の断熱性を高める工事
	上記と併せて行った改修工事		1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事
	工事の内容		
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額(全体工事費)			円
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額			円

上記の工事が地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

令和 年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称			
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号			
	指定・登録をした者			
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号		

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書の作成する日の現況により記載してください。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載してください。
- 3 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載してください。
 - (1) 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(以下「熱損失防止改修工事」という。)により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲んでください(該当するものがない場合は記入を要しません。)
 - (2) 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認められた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載してください。
- 4 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載してください。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第 77 条の 21 第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第 10 条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載してください。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載してください。